

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 5月の主な成立法令一覧
3. 5月の主な発刊書籍一覧(私法)
4. 5月の主な発刊書籍一覧(公法・その他)

※今号は、「発刊書籍<解説>」はお休みです。

## 1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

### 【民法】

(1) 最二判平成18年10月27日 判タ1225号220頁

平成17年(受)第1612号 損害賠償請求事件(一部破棄差戻, 一部上告棄却)

→法務速報67号6番にて紹介済み。

(2) 最二判平成18年11月27日 判時1958号12頁

平成17年(受)第1158・1159号 不当利得返還請求事件(一部破棄差戻, 一部破棄自判, 一部上告棄却)

→法務速報68号5番にて紹介済み。

(3) 最二判平成18年11月27日 判時1958号12頁

平成17年(受)第1437・1438号 学納金返還請求事件(一部破棄自判, 一部上告棄却)

X1は、Yの設置するY1大学の入試合格者、X2らは、Yの設置するY2大学の合格者であるが、XらとYとの間には、一旦納付されない旨の不返還特約が成立していたほか、Y2大学の入試の入学手続要項等には、入学式を無断欠席した場合には入学金を納付して入学手続を行った後、入学式に欠席し、その後の6月から8月、Yに対し、納付済みの授業料等の返還を請求納付済みの授業料等の返還を請求した。

本判決は、X2らについては、入学式欠席条項の存在を理由に、入学式の欠席をもって在学契約が黙示に解除され、この「損害」は大学には存しないとして、授業料等の返還請求を認容し、X1については、入学式欠席条項がないことから、納付ではないとして、返還請求を棄却した。

(4) 最二判平成18年11月27日 判時1958号12頁

平成16年(受)第2117・2118号 学納金返還請求事件(一部破棄自判, 一部上告棄却)

→法務速報68号8番にて紹介済み。

(5) 最二判平成18年11月27日 判時1958号61頁

平成17年(才)第886号 不当利得返還請求事件(上告棄却)

→法務速報68番6号にて紹介済み。

(6) 最二判平成18年11月27日 判時1958号62頁

平成18年(受)第1130号 不当利得返還請求事件(一部破棄自判, 一部上告棄却)

→法務速報68号7番にて紹介済み。

(7) 最二判平成18年12月22日 判時1958号69頁

平成17年(受)第1762号 学納金返還請求事件(一部破棄自判, 一部上告棄却)

→法務速報69号8番にて紹介済み。

(8) 最三判平成19年4月24日 最高最HP

平成17年(受)第844号 預金払戻請求事件(棄却)

いわゆる自動継続特約付きの定期預金契約における預金払戻請求権の消滅時効は、自動継続の取扱いがされることのない理由)

自動継続定期預金契約は、自動継続特約の効力が維持されている間は、満期日が経過すると新たな満期日が弁済期となり申入れをしても、満期日から満期日までの間は任意に預金払戻請求権を行使することができないから、初回満期日が到来の障害がある。

もっとも、自動継続特約によれば、自動継続定期預金契約を締結した預金者は、満期日(継続をしたときはその満期日)該満期日より後の満期日に係る弁済期の定めを一方的に排除し、預金の払戻しを請求することができる。しかし、預金者は満期日に預金の払戻しを請求することを前提に、消滅時効に関し、初回満期日から預金払戻請求権を行使できると解すること行為を事実上行うよう要求するに等しいものであり、自動継続定期預金契約の趣旨に反する。そうすると、初回満期日前預金払戻請求権の消滅時効が初回満期日から進行すると解することはできない。

(9) 最三判平成19年04月24日 最高裁HP

平成18年(受)第688号 損害賠償請求事件(破棄差戻)

内縁の夫の運転する自動車に同乗中に第三者の運転する自動車との衝突事故により傷害を負った内縁の妻が第三者に当たるに当たっては、内縁の夫の過失を被害者側の過失として考慮することができる。

(理由)

不法行為に基づき被害者に対して支払われるべき損害賠償額を定めるに当たっては、被害者と身分上、生活関係上一ついても、民法722条2項の規定により、いわゆる被害者側の過失としてこれを考慮することができる(最高裁昭和40年(才)6号1507頁、最高裁昭和47年(才)第457号同51年3月25日第一小法廷判決・民集30巻2号160頁参照)。

内縁の夫婦は、婚姻の届出はしていないが、男女が相協力して夫婦としての共同生活を営んでいるものであり、身分上できる。

(10) 最三判平成19年4月24日 最高裁HP

平成17年(受)第2126号 損害賠償請求事件(破棄自判)

弁護士法58条1項に基づき、「損害賠償訴訟は、足利支部に所属すれば、80歳という高齢であり、視力が微弱で、右眼出頭するの丸1項を要するという耐え難いような過大な負担を強いることになるのに乗じて提起されたものであって、品位を損ねるものである」として懲戒請求を受けた者が、懲戒請求者に対して、不法行為による損害賠償を請求した事柄を欠く場合において、請求者が、そのことを知りながら又は通常人であれば普通の注意を払うことによりそのことを請求が弁護士懲戒制度の趣旨目的に照らし相当性を欠くと認められるときには、違法な懲戒請求として不法行為を構成する

に対して50万円の支払を命じた事例。

(理由)

弁護士法58条1項は、広く一般の人々に対し懲戒請求権を認めることにより、自治的団体である弁護士会に与えられた正に運用されることを期したものと解される。しかしながら、他方、懲戒請求を受けた弁護士は、根拠のない請求により、また、その弁明を余儀なくされる負担を負うことになる。そして、同項が、請求者に対し恣意的な請求を許容したり、明らかであるから、同項に基づく請求をする者は、懲戒請求を受ける対象者の利益が不当に侵害されることがないように、裏付ける相当な根拠について調査、検討をすべき義務を負うものというべきである。

(11) 最二判平成19年4月27日 最高裁HP

平成16年(受)第165号 損害賠償請求事件 <西松建設中国人強制連行事件>(破棄自判)

第二次世界大戦中に中国華北地方から日本に強制連行されて強制労働に従事させられたと主張する中華人民共和国の閣下で強制労働に従事させたことは安全配慮義務に違反するものであるなどと主張して、債務不履行等に基づく損害賠償を中華人民共和国の国民の日本国又はその国民若しくは法人に対する請求権は、日中共同声明5項によって、裁判上訴求す棄却した第1審を支持した事例。

(理由)

日中国交正常化交渉の経緯に照らすと、中華人民共和国政府は、日中共同声明5項を、戦争賠償のみならず請求権の処定とらえていることは明らかであり、また、日本国政府としても、戦争賠償及び請求権の処理は日華平和条約によって日中国政府との間でも実質的に同条約と同じ帰結となる処理がされたことを確認する意味を持つものとの理解に立って上のような経緯を経て発出された日中共同声明は、中華人民共和国政府はもちろん、日本国政府にとっても平和条約の

。そして、前記のとおり、サンフランシスコ平和条約の枠組みは平和条約の目的を達成するために重要な意義を有してしを外れて、請求権の処理を未定のままにして戦争賠償のみを決着させ、あるいは請求権放棄の対象から個人の請求権を除きそれが明らかであるが、日中共同声明の発出に当たり、あえてそのような処理をせざるを得なかったような尋いて、そのような観点からの問題提起がされたり、交渉が行われた形跡もない。したがって、日中共同声明5項の文言上ららといて、サンフランシスコ平和条約の枠組みと異なる処理が行われたものと解することはできない。

以上によれば、日中共同声明は、サンフランシスコ平和条約の枠組みと異なる趣旨のものではなく、請求権の処理にっじたすべての請求権を相互に放棄することを明らかにしたものである。

(12) 最一判平成19年4月27日 最高裁HP

平成17年(受)第1735号 損害賠償等請求事件<中国人慰安婦第2次訴訟>(棄却)

中華人民共和国の国民らが、第二次世界大戦当時、中国において日本軍の構成員らによって監禁され、繰り返し強姦され、民法715条1項、当時の中華民法法上の使用者責任等に基づき、損害賠償及び謝罪広告の掲載を求めた事案において民の日本国又はその国民若しくは法人に対する請求権は、日中共同声明5項によって、裁判上訴求する権能を失ったとい(理由)

最二判平成19年4月7日 平成16年(受)第1658号判決<西松建設中国人強制連行事件>の理由と同旨

(13) 福岡高決平成17年12月28日 判タ1212号272頁

平成17年(ワ)第288号 遺産分割申立却下の審判に対する即時抗告事件(取消、自判、確定)

被相続人をその夫及び5名の子が相続し、その遺産として合計1000万円の定額郵便貯金のみが存在しているところ、夫立てをした事案において、本決定は、定額郵便貯金は、郵便貯金法7条1項3号により、分割払戻ができないという契約上の相続人は法定相続分に応じた払戻請求をすることができず、その結果、遺産である定額郵便貯金は、他の可分債権と異なるまでは実質的に遺産の準共有と同様の事態が継続することになるとして、共同相続人全員の合意がなくても遺産分割の

(14) 東京高判平成19年4月26日 裁判所HP

平成18年(ネ)第6031号 請負代金請求控訴、同附帯控訴

会員となった顧客に対して不動産競売物件の記録を提供するなどの業務を行う者が、顧客に対し、不動産競売物件に届の間で、当該不動産の占有者との間で明渡しに関する和解交渉を行うことなどを請け負う旨の請負契約を締結し、約定のにつき、上記請負契約は弁護士法第72条本文に違反する事項を目的とする契約として民法第90条により無効であるとした

(15) 仙台地判平成17年2月17日 判タ1225号281頁

平成15年(ワ)第1170号 損害賠償請求事件(一部認容、一部棄却、控訴、後和解)

→法務速報53号14番にて紹介済み。

(16) 東京地判平成17年7月29日 判タ1212号202頁

平成16年(シ)第514号 損害賠償請求控訴事件(破棄自判・上告(後上告取下))

交通事故の被害者であるXが、保険会社Y1に対し自賠責保険金の請求をするにあたり、その調査のために必要なXに係るするために、受任者欄白紙の委任状を作成してY1に交付したところ、Y1が調査事務を委託しているY2に本件事務を委託したた。しかし、Y1がY2に委託することをXに明示しなかったため、XはYらの行為によりプライバシー権の侵害又はそのおそを求めた。裁判所は、損害保険会社が交通事故の被害者の診療情報を取得する際の事務が極めて大量かつ定型なものて害保険会社は同事務を委託することが社会通念上合理的であると認められる第三者を受任者と指定しようとの考えを前掛の目的外利用の禁止等の合意があること、Y2が取得した診療情報につき現実にこの合意に沿った運用をしていることに照合理的であり違法ではないと判断した。

(17) 東京地判平成18年6月26日 判時1958号99頁

平成15年(ワ)第24649号 持株会解散不存在確認等請求事件(一部認容、一部棄却、控訴)

株式会社Y2の従業員持株会Y1において、規約上解散手続が定められていなかったが、Y1が会員に対して、Y1が保有する総会を開催する代わりに、期限を定めて同意書の提出を求め、会員数の過半数の同意をもって承認可決とすることを通知出を受けたことから、民法670条の定めによるとして、Y2に保有株式を売却して解散したところ、会員であるXが、解散の開催しなかったから、Y1の解散は無効であり、したがって同解散に基づいて移転された株式売買契約も無効であるなどXがY2株式の持ち分及び繰越金を有していることの確認等を求めたケース。

本判決は、解散決議の要件は、その団体の規模、目的、意思決定の方法、構成員の結合形態等の事情を考慮して解釈すいう相当に大規模な団体であること、Y2が日本全国及び海外に営業所を有しており、Y1の会員もそれに依拠して点にしているを行うことは予定されていない団体であると認められること、Y1の規約によれば理事の選任及び規約の変更については異なる異議が一定数に達しない場合には理事会の書面の上で決定するという方法が定められていたところ、このような意思決定方法として会員総会を招集してその決議を要すると規定することはなじまないと考えられたためであると解されるすることは必ずしも必要ではなく、書面決議をもって足りると解するのが相当であると判示し、他方、規約上規則の変更とらせば、Y1の解散決議に当たっても3分の2以上の賛成をもって可決することが相当であるが、本件においては、新らせば、同意書の提出をもつていた本件Y1の解散決議は有効であると判示した。

【商事法】

(18) 最三判平成18年4月11日 判タ1212号102頁  
平成14年(受)第1358号・第1359号 保険金引渡請求事件(一部破棄自判, 一部上告棄却)  
→法務速報60号16番にて紹介済み。

(19) 最一判平成19年4月23日 最高裁HP  
平成17年(受)第1841号 保険金請求事件(破棄差戻)  
1 「衝突, 接触…その他偶然な事故」及び「被保険自動車の盗難」を保険事故とする家庭用総合自動車保険約款に基  
車両保険金の支払を請求する場合, 被保険自動車の盗難という保険事故が保険契約者, 被保険者等の意思に基づいて発生  
て免責事由として主張, 立証すべき事項であるから, 車両保険金の支払を請求する者は, 「被保険者以外の者が被保険者  
ち去ったこと」という外形的な事実を主張, 立証すれば足り, 被保険自動車の持ち去りが被保険者の意思に基づかないも  
。  
2 被保険自動車の盗難を理由に車両保険金を請求する者は盗難の外形的事実を立証すべきところ単に「外形的・客観  
状況」を立証するだけで盗難の事実が推定されるとした原審の判断には違法があるとされた事例  
(理由)

盗難の外形的な事実は, 「被保険者の占有に係る被保険自動車に保険金請求者の主張する所在場所に置かれていたこと  
自動車を持ち去ったこと」という事実から構成されるから, 単に「外形的・客観的にみて第三者による持ち去りとみて  
的な事実を合理的な疑いを超える程度にまで立証したことになることは明らかである。

#### 【知的財産】

(20) 最三判平成18年10月17日 判タ1225号190頁  
平成16年(受)第781号 補償金請求事件(上告棄却)  
→法務速報71号13番にて紹介済み。

(21) 東京高判平成16年8月25日 判タ1212号133頁  
平成15年(ネ)第6051号 各ビデオ化使用料請求控訴事件(一部変更, 一部控訴棄却, 上告(上告棄却))  
→法務速報54号5番にて紹介済み。

(22) 東京地決平成18年7月11日 判タ1212号93頁  
平成18年(ヨ)第22044号 著作権仮処分命令申立事件(却下(即時抗告))  
→法務速報65号23番にて紹介済み。

(23) 東京地判平成18年8月1日 判時1957号116頁  
平成17年(ワ)第11826号 肖像権に基づく使用許諾権不存在確認請求事件(棄却(控訴))  
→法務速報64号19番にて紹介済み。

(24) 大阪地判平成18年12月8日 判タ1212号275頁  
平成16年(フ)第12032号 損害賠償請求事件(一部認容, 確定)  
X(自動車の修理・整備や板金・塗装を指定役務とする商標「中古車の110番」「中古車の119番」等の商標権者)のY(自  
メタタグとして「クルマの110番。……弊社にご相談ください。」と記載して検索サイトの検索結果の画面で「く  
する商標権侵害の主張が認められ, 商標法38条3項による損害額の算定が問題となったところ, 使用料相当額の算出方法  
り, 原則として権利者が主張する方法によるべきとされ, Xが第三者に使用許諾する際の使用料等を考慮して, Xが主張  
り損害が算定された。

(25) 東京地判平成19年4月27日 裁判所HP  
平成18年(フ)第8752号 送信可能化権確認本訴請求事件, 反訴請求事件  
音源に関する実演家の送信可能化権はレコード会社である被告側との専属実演家契約により, 実演家の送信可能化権  
実演家の送信可能化権を有することの確認を求めたのに対して, 被告が実演家の送信可能化権を有することの確認を求め  
契約が締結された平成元年の時点で, 近い将来, デジタル化された音声情報がパソコン通信等により配信されること  
も, 十分可能であったと認められ, 音楽業界においては, 平成9年改正が施行される以前に締結された専属実演家契約  
権は, すべてレコード会社に帰属し, その対価として売上げに応じて実演家印税が支払われるという慣行が確立してい  
の実演家の送信可能化権も本件契約4条柱書の「一切の権利(原告らの著作隣接権を含む)」に含まれ, 平成10年1月1日  
始的に取得すると同時に, SMEに対して譲渡され, その後, 被告に承継されたものというべきであるとして, 被告の反訴

(26) 東京地判平成19年5月16日 裁判所HP  
平成18年(フ)第4029号 商標権侵害差止等請求事件  
「ELLE」等の商標につき商標権を有する原告が, ロックバンドの名称である「ELLEGARDEN」の被告標章を付した商品  
の被告標章の使用等の差止等を求めた事案。  
消費者は検索サイトにおいて自己が興味を有する単語をキーワードとして検索した結果として表示されたウェブサイト  
た商品を探す需要者がウェブサイトを検索した場合, 被告ウェブサイトが原告の正規のウェブサイトや原告の商品を扱  
品を探している消費者であっても, 被告ウェブサイトにも容易に到達し得ることが認められる。さらに, 仮に, 購入者自  
品を本件ロックバンドに関連するものであるということを確認できたとしても, 当該商品を身に付けた者を見た第三者  
あるとの認識を有することができず, 当該商品の出所が原告であると誤認するおそれがあると認められるとして, 商標

#### 【民事手続】

(27) 最二決平成18年9月11日 判タ1225号205頁  
平成18年(許)第13号 債権差押命令及び転付命令に対する執行抗告却下決定に対する執行抗告棄却決定に対する許可抗  
→法務速報65号27番にて紹介済み。

(28) 最二判平成18年10月20日 判タ1225号187頁  
平成16年(受)第1641号 第三者異議事件(上告棄却)  
→法務速報67号18番にて紹介済み。

(29) 最一判平成18年12月14日 判時1957号53頁  
平成17年(受)第1461号 取立債権請求事件(破棄差戻)  
→法務速報68号28番にて紹介済み。

(30) 最一判平成18年12月21日 金法1802号132頁  
平成17年(才)第184号, 平成17年(受)第210号 不当利得返還請求事件  
→法務速報69号28番にて紹介済み。

(31) 最一判平成18年12月21日 金法1802号132頁  
平成17年(受)第276号 損害賠償請求事件  
→法務速報69号29番にて紹介済み。

(32) 最三判平成19年1月16日 判時1959号29頁  
平成18年(才)第1598号 損害賠償等請求事件  
→法務速報69号30番にて紹介済み。

(33) 東京高決平成18年7月18日 金法1801号56頁  
平成18年(ラ)第48号 債権差押命令申立却下決定に対する執行抗告事件  
第三債務者である各金融機関の支店等を列挙しこれに順序を付して差押債権を表示する限定的支店順位方式による差押積したとしても、第三債務者である金融機関に過度の負担を負わせるものであって、各金融機関において格別の負担を伴と誤認混同することなく認識し得る程度に表示されているとはいえないから、民事執行規則133条2項の「差し押さえるべていないものといわざるを得ない。

(34) 東京地判平成17年6月10日 判タ1212号127頁  
平成15年(ワ)第28258号・平成16年(ワ)第8121号 留置権確認請求事件(一部認容、確定)  
Xが、ゴルフ場経営会社Aからゴルフコース新設等工事を請け負い工事を完成させたところ、Aにつき民事再生手続が開一スの土地所有者であり、民事再生手続開始決定後にAからゴルフコース内の建物を取得した者)に対し、土地につき民事留置権が成立することの確認を求めた事案において、裁判所は、民事再生法177条2項は法定の担保権にも適用される権はAに係る更生計画による影響を受けないとし、建物に対する民事留置権については、民事再生手続開始決定当時に再続の開始又は再生計画によって、その留置的効力は当然には失われないものの、その被担保債権はAの再生計画に従って商人間の留置権は、民事再生法53条1項の別除権にあたることから、その被担保債権も含めて再生計画の効力が及ばない

(35) 東京地判平成18年1月30日 判タ1225号312頁  
平成17年(ワ)第16971号 再生債権査定異議事件(査定決定許可・確定)  
→法務速報66号31番にて紹介済み。

(36) 東京地判平成18年2月15日 金法1801号61頁  
本訴 平成16年(ワ)第25721号 配当異議事件 反訴 平成17年(ワ)第2630号 損害賠償反訴請求事件  
共同抵当が設定されている不動産について、所在地を同じくする一団の不動産ごとに5つの組に分け、それぞれに新被担保債権額を分割して割付額を割り付ける旨が更生計画に定められていたところ、同更生計画により、共同抵当関係が廃れそれぞれ割付額を被担保債権とするものに変更された、または、執行手続上その行使が割付額の限度に制限されるもの多  
裁判所は、本件更生計画に定められた割付額は、旧会社更生法に規定された概念ではないから、本件更生計画の定める生計画は、共同抵当関係の解消について何ら明文で規定しておらず、むしろ共同担保関係をそのまま存続させることを育によって共同抵当不動産の共同担保関係が解消されたということではできず、また、本件更生計画において、執行手続上それと解することもできない、本件更生計画において割付額が定められたのは、担保不動産を売却する等のために、当該産に担保を付け替える必要がある場合に、当該資産の上に設定される新たな担保権の被担保債権額の基準をあらかじめ明した。

(37) 福岡地決平成18年6月30日 判時1960号102頁  
平成18年(モ)第7077号 文書提出命令申立事件(一部認容、一部却下(確定))  
自動車事故の損害賠償の代位権者である保険会社が外部の調査会社に依頼して作成してもらい、所持している事故調査文書の所持者の利用に供するための文書」の該当性が争われ、同法223条6項所定のインカメラ手続による調査が行われた8号1787頁(判例時報1695号49頁)を引用して、部分ごとに区別され個別に検討された上で、「過失割合の参考所見」の部分、客観的な写真等や事故当事者の言い分に基づいた図面等の残りの部分は不利益を及ぼすものではないとして除外文書註

#### 【刑事法】

(38) 最二決平成17年11月25日 判タ1225号225頁  
平成16年(あ)第2571号 ストーカー行為等の規制等に関する法律違反被告事件(上告棄却)  
→法務速報56号35番にて紹介済み。

(39) 最一判平成18年10月12日 判タ1225号227頁  
平成17年(あ)第2437号 各未成年者誘拐被告事件(破棄自判)  
→法務速報66号36番にて紹介済み。

(40) 最三判平成18年11月7日 判時1957号167頁  
平成17年(あ)第378号 現住建造物等放火、殺人、詐欺未遂被告事件(上告棄却)  
刑事訴訟法328条により許容される証拠は、信用性を争う供述をした者のそれと矛盾する内容の供述が、同人の供述書すものに限る。)、同人の供述を聞いたとする者の公判期日の供述又はこれらと同視し得る証拠の中に現れている部分に

(41) 最三決平成18年12月13日 判時1957号164頁  
平成17年(あ)第1153号 被告人Aに対する詐欺、公正証書原本不実記載、同行使、強制執行妨害、競売入札妨害、被告人(上告棄却)  
→法務速報68号39番にて紹介済み。

(42) 最一判平成19年4月23日 最高裁HP  
平成18年(あ)第726号 道路交通法違反被告事件  
法定最高速度が60Km/毎時の道を92km/毎時の速度で普通乗用自動車を運転して進行したとして起訴された事案で、高決について、何ら証拠調べを行わず検察官に釈明を求めたり追加立証を促すなどすることもなく、プラス誤差が生じないことさず事実を誤認した疑いがあるとして破棄差し戻した事例

(43) 東京高判平成17年11月17日判タ1212号310頁 平成17年(う)第1100号・第1101号・第1102号 出資の受入れ、預り金B・C)、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反(被告人A・B・C)、貸金業の規制等に関する法律違反判決(破棄自判・確定)  
→法務速報71号13番にて紹介済み。

#### 【公法】

(44) 最一判平成18年4月20日 判タ1212号81頁  
平成15年(行七)第217号 所得税更正処分等取消請求事件(破棄差戻)

→法務速報61号35番にて紹介済み。

(45) 最一判平成18年10月26日 判タ1225号210頁  
平成17年(受)第2087号 損害賠償請求事件(一部破棄差戻, 一部上告棄却)  
→法務速報67号36番にて紹介済み。

(46) 最二判平成18年12月1日 判時1960号10頁  
平成15年(行ヒ)第74号・75号 損害賠償請求事件(上告棄却)  
→法務速報68号44番にて紹介済み。

(47) 最一判平成19年1月25日 判時1957号60頁  
平成17年(受)第2335号・2336号 損害賠償請求事件(一部破棄自判, 一部上告棄却)  
→法務速報70号40番にて紹介済み。

(48) 最三判平成19年4月24日判決 裁判所HP  
平成17年(行ヒ)第341号 損害賠償履行請求事件(棄却)  
1 地方自治法242条の2第1項4号の請求に関し、怠る事実に係る実体法上の請求権が除斥期間の経過等により消滅して住民監査請求は上記怠る事実の終わった日を基準として1年の監査請求期間の制限に服する。  
2 怠る事実に係る実体法上の請求権が除斥期間等の経過により消滅して怠る事実が終わった場合には、上記怠る事実請求権(本件では、損害賠償請求権を行使せず除斥期間の経過により消滅させたことを不法行為と構成した、損害賠償請求事実の終わった日を基準として1年の監査請求期間の制限に服する。

(49) 東京高判平成19年4月19日 裁判所HP  
平成17年(行コ)第154号 損害賠償代位請求控訴, 損害賠償を求める請求控訴事件  
県教職員に支払った退職金から控除した源泉徴収税の国への納付が遅延し、県が国に対して延滞税35万3,900円, 不納, 県知事, 教育委員会財務課職員(課長並びにその所属職員で課長を補助する職員等)に対して、第一次的には、民法709条, 各職員, 知事に対して当該金額の損害賠償金を県へ支払うよう求め、かつ知事に対して損害賠償金の支払いを各職員に請求のうち、本件当時県教育委員会財務課長であった被控訴人のみに対する損害賠償請求を認め、その余の被控訴人に対し、理由は、地方自治法243条第1項の適用上は、同項各号に掲げる行為をする権限を有する職員の権限に属する事務を直接指定したものに該当しないものは、自らは損害賠償責任を負わず、そのものの行為は、同項各号に掲げる行為をする接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものの行為と同視され、評価されるものと解するのが相当である。職員は、普通地方公共団体の規則で指定したものに該当しないが重大な過失によりその職務を怠ったこと(所得税の払込)は、同財務課長が、その職務を怠ったことについて重大な過失があったと同視し、評価するべき根拠となるから、同県に対して与えた損害を賠償する義務を免れない。  
被控訴人県知事は、財務課長の作為義務違反が生じないようにするべき指揮監督上の義務に違反したものであることと

(50) 東京高決平成18年9月29日 判時1957号20頁  
平成18年(ラ)第27号 市町村長の処分に対する不服申立却下審判に対する抗告事件(取消(許可抗告))  
→法務速報66号47番にて紹介済み。  
(なお、その後許可抗告審の最高裁決定で、この高裁決定は取り消されている。)

(51) 高知地判平成14年12月3日 判タ1212号108頁  
平成13年(行ウ)第18号 不作為の違法確認請求事件(認容・確定)  
原告(一般廃棄物・産業廃棄物の収集運搬及び最終処理処分業務, 採石業等を目的とする株式会社)が、平成12年5月8日林法10条の2第1項の定める林地開発行為の許可申請をしたところ(以下「本件各申請」という。), 被告(高知県知事)が精ったので、平成13年12月7日、被告の不作為についての違法確認を求める訴えを提起した事案において、裁判所は、鉱業「処分」に加えて「不作為」を公害等調整委員会(以下「公調委」という。)の裁定の対象に含むことを想定していないこと法確認訴訟を提起したことを適法としたうえで、被告自らが定めている標準処理期間からして、本件各申請に対して2年できるものでなく、本件不作為は、処分すべき「相当の期間」(行政事件訴訟法3条5項)を優に経過したもので違法である

(52) 名古屋地判平成16年2月26日 判タ1225号261頁  
平成15年(行ウ)第56号(請求棄却・確定)  
A市は、同市の元市長B1, 元助役B2, 元企画部長B3がB1らを被告として提起された地方自治法(平成14年法律第4号)による訴訟において勝訴したことから、旧法242条の2第8項に基づき、上記住民訴訟でB1らが委任した弁護士に対する報酬を公費出したことについて、A市の住民Xらが当該支出は違法であると主張してA市の市長に対し損害賠償を求めた事案において実はその判決書からして明らかで、旧法242条の2第8項の「勝訴した場合」に該当すると判断し、勝訴したB1らが弁護士すべからず、負担するとしてその額をいくらにするかの第一次的な判断権は当該地方公共団体の長に属しているが、最終決定されており、町及び議会による判断が明らかに合理性を欠いていると認められない限り、公費負担の相当性について言経過や弁護士の訴訟活動の状況等を総合すると、990万円の公費負担の判断が明らかに合理性を欠くものとは認められない

#### 【社会法・経済法】

(53) 最二判平成18年12月8日 判時1959号163頁  
平成16年(行ヒ)第50号 不当労働行為救済命令取消請求事件  
労働組合法2条1号所定の使用者の利益代表者に近接する職制上の地位にある者が使用者の意を体して労働組合に対する具体的な意思の連絡がなくとも、当該支配介入をもって使用者の不当労働行為と評価することができる。

(54) 東京高判平成16年12月16日 判タ1212号112頁  
平成15年(行コ)第193号 遺族補償費等不支給処分取消請求控訴事件(取消, 認容, 確定)  
冠動脈硬化の基礎疾患を有する運送会社の従業員(当時55歳)が冷凍冷蔵車内において積荷の搬出作業中に虚血性心疾患を発症して死亡した場合において、上記従業員は平日5日はトラック運転手として同一作業所内の工場と倉庫との間の資他の業務に従事していたこと、上記従業員は、発症日当日(土曜日)、会社の指示により、乳製品を積載した冷凍冷蔵車直後に上記疾病を発症したこと、上記従業員は30歳のころから重症の高血圧症に罹患するなど虚血性心疾患の危険因子を康状態は改善傾向にあり発症日直前の症状も安定していたこと、発症日当日の外気温と冷凍冷蔵車のコンテナ内及び冷蔵車内、医学上の治験として寒冷への暴露や荷物運びによる負荷は急激な血圧上昇や冠動脈のれん縮を誘発し、虚血性心疾患事実関係の下においては、上記従業員は、業務により過重な負荷を受け、基礎疾患である冠動脈硬化の自然の経過を超え、同人の死亡が労働者災害補償保険法にいう業務上の死亡に当たるとされた。

(55) 神戸地判平成18年8月4日 判時1960号125頁  
平成16年(ワ)第1744号 販売差止等請求事件(一部認容, 一部棄却(確定))

ダニ捕獲器を販売している会社間で、不正競争防止法に基づく商品の販売差止等が求められた事案において、「安全・的には殺ダニ効果がないにもかかわらず同効果があるかのような表示であり、その品質について需要者に誤認を生じさせる表示については不正競争防止法2条1項13号に該当するとして、表示記載の差止が認められた事例。

(56) 東京地判平成18年12月27日 判時1960号155頁

平成16年(ワ)第15905号 労働条件確認等請求事件(棄却(控訴))

国立病院や国立療養所の独立行政法人化に伴い、新たに就業規則が定められたこと等に対し、正職員又は賃金職員として労働条件にかかる権利の確認や雇用関係や労働条件の承継の確認等を請求した事案において、①正職員に関し就業規則の本人通則法57条3項、58条2項所定の事情を考慮した上での合理的な内容であることが求められる、②賃金職員に関し独立に承継されると解すべき根拠はなく、正職員となる合意的な期待権はなかった(したがって、その侵害もない)、と判示さ

【その他】

(57) 最一判平成18年9月14日 判タ1225号166頁

平成15年(行ヒ)第68号 裁決取消請求事件(破棄自判)

→法務速報65号51番にて紹介済み。

---

## 2. 5月の成立法令一覧

---

種類 提出回数 番号  
議案件数

・衆法 166 11

海洋基本法

・我が国の海洋政策の基本理念を定め、海洋政策本部を設置する法律

・衆法 166 12

海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律

・安全水域の設定と乳井気の禁止等を定めた法律

・衆法 166 20

児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律

・児童虐待の疑いがある場合において臨検等を可能にするための改正

・衆法 166 21

国会職員法の一部を改正する法律

・専門知識を有する者を任期を定めて国会職員に採用するための改正

・衆法 166 22

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律

・育児のための短時間勤務制度を創設する改正

・衆法 166 26

映画の盗撮の防止に関する法律

・映画の盗撮防止に関するプログラム規定。罰則規定等は盛り込まれていない。

・衆法 166 31

地理空間情報活用推進基本法

・国が保有する基盤地図情報等をインターネット等で無償提供するなどの法律

・参法 166 1

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律

・温室効果ガス排出削減のための契約推進の基本方針を定めた法律

・閣法 166 13

産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律

・産業技術力強化のための特定通常実施権登録制度を設置する等の改正

・閣法 166 14

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律

・中小企業等を支援するため、中小企業信用保険法の特例等を定めた改正

・閣法 166 15

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律

・工場立地法の特例を設け、企業誘致を円滑にするための法律

・閣法 166 25

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律

・農山漁村への定住を促進するための交付金制度等を定めた法律

・閣法 166 26

漁港漁場整備法及び後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部を改正する法律

・特定漁港施設のための必要な貸付けや市町村への分担金を定めた改正

・閣法 166 27

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法

・駐留米軍再編に伴う地域の振興政策と国際協力銀行の業務の特例等を定めた法律

・閣法 166 30

国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律

- ・ ・ ・ 国家公務員の育児短時間勤務制度等を創設する改正

・ 閣法 166 31

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律

- ・ ・ ・ 地方公務員の育児短時間勤務の承認等の改正

・ 閣法 166 32

国家公務員の自己啓発等休業に関する法律

- ・ ・ ・ 国家公務員の大学修学や国際貢献活動のための休業制度を設置する法律

・ 閣法 166 33

地方公務員法の一部を改正する法律

- ・ ・ ・ 地方公務員の大学修学や国際貢献活動のための休業制度を認める法律

・ 閣法 166 34

統計法

- ・ ・ ・ 国勢調査の公的基幹統計の効率化を図り、並んで一般統計の実施を円滑化する法律

・ 閣法 166 37

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律

- ・ ・ ・ パートタイム労働者の賃金や通常労働への転換等の待遇改善を規定する改正

・ 閣法 166 39

株式会社商工組合中央金庫法

- ・ ・ ・ 商工組合中央金庫の株式会社化とその組織・業務・計算等を定めた法律

・ 閣法 166 40

中小企業信用保険法の一部を改正する法律

- ・ ・ ・ 売掛金債権担保保険を流動資産担保保険に拡充、事業再生保険制度の創設等の改正

・ 閣法 166 41

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

- ・ ・ ・ 地域公共交通総合連携計画の作成等、地域の交通政策の自助努力を促す法律

・ 閣法 166 42

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律

- ・ ・ ・ 民間拠点施設整備事業計画の認定と必要な交付金制度等を創設する法律

・ 閣法 166 43

港湾法及び北海道開発のためにする港湾工事に関する法律の一部を改正する法律

- ・ ・ ・ 港湾工事費用の国の負担割合を引き上げる改正

・ 閣法 166 44

地方公営企業等金融機構法

- ・ ・ ・ 地方公共団体の資本市場からの資金調達を支援するための同機構を創設する法律

・ 閣法 166 45

種苗法の一部を改正する法律

- ・ ・ ・ 新品種の育成者権を保護するための罰則強化規定を盛り込んだ改正

・ 閣法 166 46

株式会社日本政策金融公庫法

- ・ ・ ・ 国民生活金融公庫・中小企業金融公庫等を統合し、株式会社化する法律

・ 閣法 166 47

株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

- ・ ・ ・ 同社設立に伴い恩給法・国家公務員法等、関係諸法を整備する法律

・ 閣法 166 48

国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律

- ・ ・ ・ 国際刑事裁判所の捜査、裁判等について必要な協力をする手続を定める法律

・ 閣法 166 50

武力紛争の際の文化財の保護に関する法律

- ・ ・ ・ 武力紛争による被占領地域の流出文化財の輸入規制等を定めた法律

・ 閣法 166 54

放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律

- ・ ・ ・ 核施設などのテロ攻撃に対し、国内的な罰則規定を定めた法律

・ 閣法 166 58

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律

- ・ ・ ・ 登記事項証明書交付や登記簿閲覧に関する業務を民間委託するための改正

・ 閣法 166 59

戸籍法の一部を改正する法律

- ・ ・ ・ 戸籍謄抄本の交付請求を大幅に制限する改正

- ・閣法 166 66  
測量法の一部を改正する法律  
・・・インターネットによって地図等の測量成果を提供出来るようにする改正
- ・閣法 166 67  
特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律  
・・・欠陥住宅等の保証に充てるための供託金制度等を定めた法律
- ・閣法 166 73  
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律  
・・・有害廃棄物の海洋投棄の禁止と罰則強化を規定する法律
- ・閣法 166 74  
自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律  
・・・ディーゼル車の排出ガス総量削減に関する都道府県の対策計画策定等を定めた改正
- ・閣法 166 83  
刑法の一部を改正する法律  
・・・危険運転致死傷罪(七年以下の懲役)を新たに規定する改正
- ・閣法 166 84  
裁判員の参加する刑事裁判に関する法律等の一部を改正する法律  
・・・同一被告人に対する複数の事件が係属した場合の裁判員の負担を軽減するための改正
- ・閣法 166 88  
消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律  
・・・消費生活協同組合の最低保有出資金額を設定する等の改正

---

### 3. 5月の主な発刊書籍一覧 (私法部門) ★は後記に解説あり

---

著者 出版社 頁数 定価  
書籍名

- ・大倉雄次郎 税務経理協会 324頁 2940円  
新会社法と会計
- ・工藤聡一 信山社 228頁 7140円  
ビジネス・トラスト法の研究
- ・岩村正彦 編 信山社 294頁 7350円  
福祉サービス契約の法的研究
- ・伊藤滋夫 編 青林書院 484頁 5040円  
民事要件事実講座 第4巻
- ・川井克倭・地頭所五男 編 青林書院 444頁 4515円  
Q&A景品表示法〔改訂第2版〕
- ・福瀧博之 法律文化社 522頁 6090円  
手形法概要〔第2版〕
- ・菊地 伸・鳥飼和重 商事法務 308頁 2940円  
平成19年新会社法対応 株主総会徹底対策 想定質問と新しい回答のあり方

---

### 4. 5月の主な発刊書籍一覧 (公法・その他部門) ★は後記に解説あり

---

著者 出版社 頁数 定価  
書籍名

- ・乙部哲郎 晃洋書房 514頁 6825円  
行政行為の取消と撤回
- ・森下 忠 成文堂 298頁 6300円  
国際刑法研究 10 国際刑法学の課題
- ・日弁連両性の平等に関する委員会編 明石書店 376頁 2730円  
女性弁護士の歩み 3人から3000人へ
- ・大石嘉一郎 成文堂 256頁 4935円  
刑事訴訟の目的
- ・藤井俊夫 成文堂 392頁 2940円  
司法権と憲法訴訟
- ・小野昌延 編 青林書院 772頁 8925円  
新・注解 不正競争防止法 上〔新版〕



・小野昌延 編 青林書院 682頁 7875円  
新・注解 不正競争防止法 下〔新版〕

・総合研究開発機構・高橋 滋 編 商事法務 294頁 4410円  
政策提言 公文書管理の法整備に向けて

・橋爪 隆 有斐閣 380頁 7980円  
正当防衛論の基礎

※今号は、「発刊書籍＜解説＞」はお休みです。

.....  
☆配信停止をご希望の方へ  
メールで「法務速報配信停止希望」とタイトルを付し、お名前、メールアドレスをご記入の上、下記アドレスまでお送り  
(日弁連法務研究財団事務局) jlf@jlf.or.jp  
.....

-----  
(C) Copyright (財)日弁連法務研究財団  
掲載記事の無断転載を禁じます。  
-----